

昭和四十三年政令第百四十二号

(信用金庫法施行令)

内閣は、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第六条第二項、第十六条第二項、第五十条第三項及び第五十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（出資の総額の最低限度）

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める額は、当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 東京都の特別区の存する地域又は金融庁長官の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用金庫 二億円

二 その他の信用金庫 一億円

三 全国を地区とする信用金庫連合会 百億円

四 その他の信用金庫連合会 十億円

（法第六条第二項に規定する政令で定める投資）

第二条 法第六条第二項に規定する政令で定める投資は、有価証券に対する投資とする。

（金庫の名称について準用する会社法の読み替え）

第二条の二 法第六条第三項の規定において金庫の名称について会社法（平成十七年法律第八十六号）第八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定

第八条第二項	読み替えられる字句
営業上	
事業上	読み替えられる字句

（法人会員の資本の額等の限度）

第三条 法第七条第一項第一号ロに規定する政令で定める金額は、九億円とする。

第四条 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める金額は、九億円とする。

（会員の出資の最低限度額）

第四条の二 法第十二条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第一条第一号に掲げる信用金庫の会員 一万円

二 第二条第一号に掲げる信用金庫の会員 五千円

三 第三条第一号又は第四号に掲げる信用金庫連合会の会員 十万円

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二条第三項に規定する電磁的方法による提供の承諾等）

一 法第十二条第六項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する

二 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する

三 法第三十五条の八第四項

四 法第三十五条の八第七項

五 法第四十一条第三項

六 法第四十一条第七項

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を行は、この限りでない。

法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を行は、この限りでない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（議決権について準用する会社法の読み替え）

第四条の四 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定

読み替える会社法の規定	読み替える字句
第三百十条第六項	電磁的記録
	電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

読み替える会社法の規定

読み替える会社法の規定	読み替える字句
第三百十二条第四項	電磁的記録
	電磁的記録（信用金庫法第二十三条第一項に規定する電磁的記録をいう。）

読み替える会社法の規定

読み替える会社法の規定	読み替える字句
第三百十二条第一項	電磁的方法による
	電磁的方法（信用金庫法第二十三条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この項及び第三項において同じ。）による

読み替える会社法の規定

読み替える会社法の規定	読み替える字句
第三百十二条第五項	持分譲受けの限度
	持分とする。

読み替える会社法の規定

読み替える会社法の規定	読み替える字句
第五条 法第十六条第二項に規定する政令で定める限度は、信用金庫の出資総口数の百分の五に相当する持分とする。	前項の場合において、信用金庫が定款の定めるところにより合併に異議のある会員から譲り受けた持分その他やむを得ない理由により金融庁長官の承認を受けて有することとなる持分があるときは、これらを除いたところにより同項の規定を適用する。

読み替える会社法の規定

読み替える会社法の規定	読み替える字句
第五条の二 法第三十二条第五項に規定する政令で定める限度は、その事業年度の開始の時における預金及び定期積金の総額（以下この条及び第五条の五において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない信用金庫とする。	前項の場合は、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項に規定する金庫に該当するものとみなす。

読み替える会社法の規定

読み替える会社法の規定	読み替える字句
第五条の三 法第三十二条第六項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する	（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する転換をいう。第五条の五において同じ。）後の信用金庫又は合併により設立された信用金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における預金等総額が新たに五十億円以上となつた場合（転換による最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項に規定する金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。）

読み替える会社法の規定

読み替える会社法の規定	読み替える字句
第五条の三 法第三十五条の七の規定において監事について会社法第三百八十一条第一項及び第三百八十三条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	（監事について準用する会社法の読み替え）

読み替える会社法の規定

読み替える会社法の規定	読み替える字句
第五条の三 法第三十五条の七の規定において監事について会社法第三百八十一条第一項及び第三百八十三条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	（監事について準用する会社法の読み替え）

第三百八十二条第一項 取締役（会計参与設置会社にあつて は、取締役及び会計参与）	第三百八十三条第二項 第三百六十六条第一項ただし書 信用金庫法第三十七条第四項に おいて準用する第三百六十六条 第一项ただし書	第三百八十四条の見出し 読み替える会社法の規定	第三百五十四条の見出し 読み替えられる字句 表見代表取締役	第三百五十五条の見出し 読み替える字句 表見代表理事

第五条の四 法第三十五条の九第四項の規定において代表理事について会社法第三百五十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
第五条の五 法第三十八条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時における預金等総額が二百億円に達しない信用金庫とする。	
第五条の六 法第三十八条の三の規定において会計監査人について会社法第三百四十五条第一項及び第三百九十六条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
第五条の七 法第四十五条第四項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	
第六条 法第四十九条第三項に規定する政令で定める事項は、総代の選任方法及びその選任に関する定款の記載事項（総代の選任に関する定款の記載事項）。	
第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第五項、第六十二条の三第七項及び第六十二条の四第五項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十一条から第十二条までにおいて「準用銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数の人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。（会員以外の者に対する資金の貸付け等）	
第八条 信用金庫が法第五十三条第二項の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。	
一 会員以外の者に對しその預金又は定期積金を担保として行う資金の貸付け	
二 金融庁長官の定める期間会員であつた事業者で法第十条第一項ただし書に規定する事業者となつたことにより脱退したもの（以下この条において「卒業会員」という。）に對し、金融庁長官の定める期間内に行う資金の貸付け（償還期限が当該期間内に到来するものに限る。）及び手形の割引	
三 会員以外の者で会員たる資格を有するものに對し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引	
四 会員の外国子会社に對する資金の貸付け又は卒業会員の外国子会社に對する金融庁長官の定める期間内に行う資金の貸付け（償還期限が当該期間内に到来するものに限る。）	
五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に對する資金の貸付け（第八号に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に對する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引	
六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律百七号）第二条第五項に規定する選定事業者に對する同条第四項に規定する選定事業に係る資金の貸付け	
七 地方公共団体に對する資金の貸付け	
八 独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項に規定する共済組合等に對する同法第十一條に規定する資金の貸付け	
九 地方住宅供給公社その他これに準ずる法人で金融庁長官の指定するものに對する資金の貸付け及び手形の割引	
十 金融機関に對する資金の貸付け及び手形の割引	
二 前項第一号から第六号まで及び第九号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該信用金庫の資金の貸付け及び手形の割引（同項第十号に該当するものを除く。）の総額の百分の二十に相當する金額を超えてはならない。	
三 第一項第四号に規定する外国人会社とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の団体（第一号において「外国法人等」という。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。	
一 会員又は卒業会員がその総株主等の議決権（外国における法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権に相当するものをいう。次号において同じ。）の百分の五十を超える議決権（外国における同項に規定する議決権に相当するものをいう。同号において同じ。）を保有しているもの	
二 その本国（当該外国人会社の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他のやむを得ない理由により、会員又は卒業会員がその総株主等の議決権の百分の五を超える議決権の保有が認められない外国人等であつて、人の関係、財産の拠出に係る關係その他の關係において当該会員又は卒業会員と密接な關係を相当程度有するものとして内閣府令で定めるもの	

(信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用)
第八条の一 法第五十二条第六項第四号及び第五十四条

第八条の二 法第五十三条第六項第四号及び第五十四条第五項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第六百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

3 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務
に関する場合は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用
する場合を含む。）の適用については、金庫同法第三条の規定により担保付社債に関する信託
事業の免許を受けることができる会社とみなす。
(垂書き) (範例)

一 法第五十六条の準備金その他の会員勘定に属する準備金
二 貸倒引当金その他の引当金のうち金融庁長官の定めるもの

第九条 法第五十一条第六項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務渡又は譲受けとする。

二 一
国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

(金庫の解散及び清算について準用する会社法の読み替え)

第九条の二 法第六十三条の規定において金庫の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「清算株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、「及び（清算

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定 話の書の本の会社の生産

第四百九十四条第一項
に掲げる清算人

項
第四百九十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。(以下同じ。)
電磁的方法(言用金庫法第十二条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)

項第四号
第四百九十七条第一 次の各号に掲げる清算株式
規定期間においては、清算人は、第四百九
規定する電磁的方法をいう。) 清算金庫においては、清算人は、第四百九

項
会社においては、清算人は
当該各号に定める
十五条第二項の承認を受けた

第九条の三及び第九条の四 削除
(金庫の登記について準用する商業登記法の読み替え)

第九条の五 法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務

所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える 法の規定	読み替える 商業登記	読み替えられる 字母	読み替える 字母
---------------	---------------	---------------	-------------

第七十一條第二項
会社法第四百七十九条
第一項第一号

その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものとの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

第八条の三 法第五十四条の二の四第一項に規定する準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 一 法第五十六条の準備金その他の会員勘定に属する準備金
 二 貸倒引当金その他の引当金のうち金融庁長官の定めるもの
 (金融庁長官の認可を要しない事業の譲渡又は譲受け)
第九条 法第五十八条第六項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業の譲渡又は譲受けとする。
 一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 三 両替

第一百四十六条の二 商業登記法

信用金庫法第八十五条において準用する商業登記法

(信用金庫代理業の許可を要しない金庫等の範囲)

第九条の六 法第八十五条の二の二に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行
- 二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会

- 四 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。）
- 五 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号の事業を行うものに限る。）
- 六 農林中央金庫

（信用金庫電子決済等取扱業に関する特例に係る法の規定を適用する場合の読み替え）

第九条の六の二 法第八十五条の三の二（第二項の規定により法第八十九条第九項において準用する銀行法の規定を適用する場合における同項において準用する銀行法の規定の技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）

第五十二条の六十一の八第一項第一号	第五十二条の六十一の八第一項第四号	第五十二条の六十一の八第一項第四号
（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請）	（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請）	（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請）
一 名称	二 事務所の所在地	三 役員の氏名

- 1 四 法第八十五条の三の四第二号に規定する協会員の氏名又は名称
- 2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 （認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請）

- 1 四 法第八十五条の九の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。
- 2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 （認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請）

第九条の七 法第八十五条の九の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 1 一 名称
- 2 二 事務所の所在地
- 3 三 役員の氏名

- 4 四 法第八十五条の九第二号に規定する協会員の氏名又は名称
- 5 二 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 6 二 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 7 二 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 8 二 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 第十三条の八各号に掲げる指定

（異議を述べた金庫関係業者の数の金庫関係業者の総数に占める割合）

第九条の九 法第八十五条の十二（第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。）

- 一 法第八十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 二 法第八十七条の五（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による通知
- 三 準用銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による法第四条の免許の取消し
- 四 準用銀行法第五十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による告示

第十条 法第四条の規定による免許

- 一 法第八十七条の五（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による通知
- 二 法第八十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第十一条 法第八十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官への委任される権限から除かれる権限

第十一条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官への委任される権限から除かれる権限

- 一 準用銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 準用銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録
- 三 準用銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知
- 四 法第八十五条の十一第三項の規定及び準用銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧
- 五 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
- 六 法第八十五条の十一第二項及び第八十七条第四項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
- 七 準用銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
- 八 準用銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
- 九 準用銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
- 十 法第八十五条の十一第四項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
- 十一 準用銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消
- 1 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 2 前項の規定により、信用金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。
- 3 前項の規定により、信用金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 4 前項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
- 5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。
- （同一人に対する信用の供与等）
- 第十一条** 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。
- 1 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者
- イ 当該同一人自身を子会社とする会社
- （2）に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び（1）又は（2）に掲げる会社に該当するものを除く。）
- ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）
- 二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者
- イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）
- ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）
- 三 前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。
- 一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）の子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等」という。）は、当該実質親法人等の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。
- 二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等」という。）の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）
- 三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）
- 二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

- ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。）及び次号において同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）
- ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該同一人自身及びイからヘまでに掲げる者に該当するものを除く。）
- チ ホに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）
- リ 当該同一人自身又は次に掲げる会社（第六項において「合算会社」という。）及びホ又はヘに掲げる者（ヘに掲げる者に該当する者に限る。（4）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。（4）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。）
- （1）当該同一人自身の子会社
- （2）当該同一人自身を子会社とする会社
- （3）（2）に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び（1）又は（2）に掲げる会社に該当するものを除く。）
- （4）ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び（2）に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社
- 二 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）の子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等」という。）は、当該実質親法人等の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。
- 三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 第一項に規定する合算関連法人等とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合

算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役

その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

4 第一項、第二項及びこの項において子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 法第三十二条第七項の規定は、第一項、第二項及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

6 第一項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として内閣府令で定めるもの

二 債務の保証として内閣府令で定めるもの

三 出資として内閣府令で定めるもの

四 前三号に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの

5 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

6 第一項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として内閣府令で定めるもの

二 債務の保証として内閣府令で定めるもの

三 出資として内閣府令で定めるもの

四 前三号に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの

5 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

6 第一項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として内閣府令で定めるもの

二 債務の保証として内閣府令で定めるもの

三 出資として内閣府令で定めるもの

四 前三号に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの

5 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

6 第一項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として内閣府令で定めるもの

二 債務の保証として内閣府令で定めるもの

三 出資として内閣府令で定めるもの

四 前三号に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの

5 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

6 第一項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として内閣府令で定めるもの

二 債務の保証として内閣府令で定めるもの

三 出資として内閣府令で定めるもの

10 準用銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同條第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

11 準用銀行法第十三条第二項後段において準用する同條第一項ただし書に規定する政令で定める社等が同号の債務者等に対して合算して準用銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

12 二 当該金庫が新たに子会社等を有することとなることにより、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

13 三 第九項第二号又は第三号に規定する債務者等に対して、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

五 五 前各号に掲げるもののほか、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該金庫及びその子会社等若しくはその子会社等又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由。

六 六 準用銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とされる。

七 七 債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由。

八 八 準用銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とされる。

九 九 一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならぬい法人

一 一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならぬい法人

二 二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人（金庫の特定関係者）

三 三 日本銀行

四 4 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）で金融庁長官が定めるもの

五 5 準用銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

六 6 第十一条の二 準用銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

七 7 一 当該金庫の子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等

八 8 二 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者並びに当該信用金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（当該金庫及び前二号に掲げる者を除く。）

九 9 三 前号の信用金庫代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び個人で定める理由

十 10 五 前各号に掲げるもののほか、当該金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該金庫又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由

若しくは とき、又は当該銀行を子会社とする銀 行持株会社（他の銀行又は銀行持株会 社の子会社でないものに限る。）の子会 社（当該銀行以外の銀行に限る。）との 間で当該取引若しくは行為を行う場合 において、当該銀行の経営の健全性を 損なうおそれがないことその他の内閣 府令で定める要件を満たすものとして 内閣総理大臣の承認を受けたとき	当該銀行持株会社の子会社（当該銀行 を除く。）	とき	は				
第三十三条の三 二第一項	第十三條の三 第十三條の三 一第一項	第十四條の見 出し	第十四條第一項	第十四條第一項	第十三條の四 第十三條の四	第十三條の四 第十三條の四	第十三條の四 第十三條の四
親金融機関等若しくは子金融機関等 銀行業、銀行代理業	親金融機関等若しくは子金融機関等 銀行業、銀行代理業	取締役等	会社法第三百六十五条第一項（競業及 び取締役会設置会社との取引等の制限 の規定により読み替えて適用する同法第 三百五十六条第一項（競業及び利益 相反取引の制限）の規定及び同法第四 百九条第二項（執行役の監査委員に 対する報告義務等）において準用する 同法第三百五十六条第一項の規定によ る取締役会の承認に対する同法第三百 六十九条第一項（取締役会の決議）	会社法第三百六十五条第一項（競業及 び取締役会設置会社との取引等の制限 の規定により読み替えて適用する同法第 三百五十六条第一項（競業及び利益 相反取引の制限）の規定及び同法第四 百九条第二項（執行役の監査委員に 対する報告義務等）において準用する 同法第三百五十六条第一項の規定によ る取締役会の承認に対する同法第三百 六十九条第一項（取締役会の決議）	信用金庫法第三十五条の五第一項の規 定による理事会の承認に対する同法第 三十七条第一項	信用金庫法第五十三条第一項各号に掲 げる業務、同法第八十五条の二第二項 に規定する信用金庫代理業	信用金庫法第八十九条の二第一項
第三十四条第 二項	第二十四条第 二項	第二十一条第 三項	第二十一条第 二号	第十四条の二第 二号	第三章及び第四章	電磁的記録	電磁的方法
株主総会の決議（会社法第四百六十八 条（事業譲渡等の承認を要しない場合 の規定により同法第四百六十七条第一 項（事業譲渡等の承認等）の決議によ らずに事業の全部の譲受けを行う場合	、会計参与、監査役	電磁的方法	電磁的記録	第十九条第二項、第二十一条第二項及 び第二十六条	電磁的記録（信用金庫法第二十三条第 二項に規定する電磁的記録をいう。以 下同じ。）	電磁的方法（信用金庫法第五十八条第 二項ただし書の規定により総会の決議 によらずに事業の全部の譲受けを行う 場合には、理事会の決議）	電磁的方法（信用金庫法第五十八条第 二項ただし書の規定により総会の決議 によらずに事業の全部の譲受けを行う 場合には、理事会の決議）

供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。				
6 第一項第三号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に關し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。				
（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）				
第十三条の三の二 準用銀行法第五十二条の六十の二十七第二項に規定する政令で定めるものは、次協同組合による金融事業に關する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第六条の四の六の規定による認定を受けた者とする。				
2 準用銀行法第五十二条の六十の二十七第三項に規定する政令で定めるものは、協同組合による金融事業に關する法律第六条の四の七に規定する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の社員である者とする。				
（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等がその職務に關して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）				
第十三条の三の四 準用銀行法第五十二条の六十の三十一第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十五条の三の五に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会が協同組合による金融事業に關する法律第六条の四の六の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十の三十一第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の協同組合による金融事業に關する法律第六条の四の七各号に掲げる業務に從事する役員等である場合における当該業務とする。				
（信用金庫電子決済等取扱事業者が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読み替え）				
第十三条の三の五 準用銀行法第五十二条の六十の三十六第六項及び第七項の規定において信用金庫電子決済等取扱事業者が電子公告により同条第三項の規定による公告をする場合について会社法第九百四十九条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。				
（外国法人である信用金庫電子決済等取扱事業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）				
第十三条の三の六 信用金庫電子決済等取扱事業者が外國法人である場合における法の規定の適用に當たつての準用銀行法第五十二条の六十一の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。				
読み替える準用銀行法の規定				
第九百四十九条第三項				
所在地	これら	前二項	第一項	同項の
読み替える	れる字句	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
第五十二条の六十の四第一項第二号	所在地	国内における営業所		
第五十二条の六十の四第一項第二号	含む。）	所在地並びに主たる営業所の名称及び所在地（外國に主たる営業所を有する場合に限る。）並びに国内における主たる営業所の		
第五十二条の六十の四第二項第二号	含む。）	（外國法人である信用金庫電子決済等取扱事業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）		
第五十二条の六十の四第二項第二号	営業所	国内における営業所		
第五十二条の六十の二十三第三項	（信用金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）	（外国法人等である信用金庫電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）		
第十三条の四 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号亦に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。				

一 中小企業等協同組合法 （認定信用金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）
二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号） （認定信用金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）
三 協同組合による金融事業に關する法律第六条の五の七の規定による認定 に掲げる認定のいづれかを受けた者とする。
四 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
五 農業中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定 農業中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定
六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会
七 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会 （認定信用金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に關して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）
八 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会 （認定信用金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に關して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）
九 農業協同組合法第九十二条の十に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいづれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等代行業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に從事する役員等である場合における当該業務とする。
第十 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
十一 水産業協同組合法第九十五条の五の七の規定による認定 水産業協同組合法第九十五条の五の七の規定による認定
十二 農業中央金庫法第九十五条の五の八各号に掲げる業務 農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定
十三 同法第六十条の五の八各号に掲げる業務 （外国法人等である信用金庫電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）
十四 同法第六十条の二十二各号に掲げる業務 （外国法人等である信用金庫電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）
十五 同法第六十条の二十二各号に掲げる業務 （外国法人等である信用金庫電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）

読み替える準用銀行法の規定		読み替える字句	
第五十二条の六十一の三第 一項第一号	第五十二条の六十一の三第 一項第三号	所在地	営業所
第五十二条の六十一の三第 二項第一号	第五十二条の六十一の三第 二項第二号	含む。）	本における代理人の商号、名称又は氏名
第五十二条の六十一の七第 一項第三号	第五十二条の六十一の七第 一項第四号	役員	国内における営業所
第五十二条の六十一の七第 一項第四号	第五十二条の六十一の七第 一項第五号	決定により解散したとき	所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十一の七第 一項第五号	第五十二条の六十一の八第 一項第四号	破産管財人	含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十一の十七 第二項	第五十二条の六十一の十七 第二項	とき	（国内における主たる営業所又は事務所を有する場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）
第五十二条の六十一の十七 第二項	第五十二条の六十一の十七 第二項	事務所	役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
第五十二条の六十一の十七 第二項	第五十二条の六十一の十七 第二項	日本における営業所	決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき
第五十二条の六十一の十七 第二項	第五十二条の六十一の十七 第二項	日本における営業所	役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）			（国内における代理者若しくは代理人の所在）
第五十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。			
一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定			
二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定			
三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定			
四 水産業協同組合法第一百八十八条第一項の規定による指定			
五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定			
六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定			
七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定			
八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定			
九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定			
十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定			
十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定			
十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定			

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

指定

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者は、法第八十九条の二第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。（以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(本章の規定を適用しない場合の取扱い)
第十五条 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者は、準用金融商品取引法第三

十四条の二第二十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第二十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、準用金融商品取引法第三十四条の二第二十二項に規定する同意の取得を得る方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)
第十六条 準用金融商品取引法第三十七

るものとする。

一 特定預金等契約（法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関する顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合には、次に掲げる事項

四 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
五 水産業協同組合法第一百八十八条第一項の規定による指定
六 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
七 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定
八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
九 勞働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
十二 保険業法第三百八十八条の二第一項の規定による指定
十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号））第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかるわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準するものとして内閣府令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読み替え）

第十七条 法第八十九条の二第一項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	
	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号	同条第三十一項第一号	第二条第三十一項第一号
第三十七条第六項第四項（ただし書を除く。）	対価 商号、名称又は氏名	対価（手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。） 商号

附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 信用金庫法第六条第二項の投資を定める政令（昭和二十八年政令第二百八十三号）は、廃止する。

附 則（昭和四六年六月二十五日政令第二一三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日政令第二〇八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年三月二七日政令第四五号）

1 この政令は、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。
2 銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第八条第一項に規定する信用金庫の出資の総額については、改正後の信用金庫法施行令第一条の規定にかかるわらず、同法の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、同法第七条の規定による改正前の信用金庫法（以下「改正前の信用金庫法」という。）第五条第一項の規定の例による。

附 則（昭和五七年九月二八日政令第二七〇号）

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五八年五月一三日政令第一〇三号）

この政令は、昭和五十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和六年三月三一日政令第七八号）

この政令は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六年三月二五日政令第六一号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六四年二月一日政令第三〇三号）

この政令は、昭和六十四年二月一日から施行する。

附 則（平成元年三月一七日政令第五三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成元年三月二十七日）から施行する。

（信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 前条の規定による改正後の信用金庫法施行令第四条の二第一号に規定する信用金庫に該する信用金庫が、この政令の施行の際、信用金庫法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第四十五号）附則第三項の規定の適用を受けていたものであるときは、当該信用金庫の会員の出資の最低限度額については、同条第一号の規定にかかるわらず、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお從前の例による。

附 則（平成元年七月七日政令第二一七号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

附 則（平成五年八月四日政令第二七三号）
この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成五年九月一〇日政令第二八五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一〇月一八日政令第三五九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附 則（平成八年一二月一八日政令第三三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（以下「健全性確保法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第四条の規定による改正後の信用金庫法施行令（次項において「新令」という。）第五条の三の規定の適用については、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から施行日以後一年を経過する日までの間に開始する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、同条中「二千億円」とあるのは、「五千億円」とする。

前項に規定する事業年度の開始の時における預金等総額（新令第五条の三第二項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。）が二千億円以上五千億円未満であり、かつ、当該事業年度の翌事業年度の開始の時における預金等総額が二千億円を下回ることとなつた信用金庫については、同条第二項の規定は、当該翌事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

附 則 (平成八年一二月一八日政令第三三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年三月四日政令第三五号) 抄

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十年三月十一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号) 抄

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年一一月一〇日政令第三六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月一五日政令第三九三号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一九年九月二〇日政令第二七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年九月二〇日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二三日政令第八六号) 抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年三月二三日政令第八六号) 抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年二月九日政令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二二日政令第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月一七日政令第五四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年二月九日政令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第五四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 新令第五条の二第三項の規定は、信用金庫の平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時における預金等総額(同項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。)が五十億円以上千億円未満であり、かつ、当該信用金庫の当該事業年度の翌事業年度の開始の時における預金等総額が五十億円以上である場合について準用する。

3 平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時における預金等総額(新令第五条の三第二項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。)が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該事業年度の翌事業年度の開始の時における預金等総額が五百億円を下回ることとなつた信用金庫については、同条第二項の規定は、当該翌事業年度の開始の時に適用しない。ただし、当該事業年度の開始の時における預金等総額が新たに二千億円を下回ることとなつた信用金庫については、当該事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。ただし、当該事業年度の開始の時における預金等総額が新たに二千億円を下回ることとなつた信用金庫については、当該事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、信用金庫法第三十七条の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす。

4 新令第五条の三第三項の規定は、信用金庫の平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時における預金等総額(同項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。)が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該信用金庫の当該事業年度の翌事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、信用金庫法第三十七条の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす。

附 則 (平成一四年三月二〇日政令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月一八日政令第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年一月二十五日政令第五五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三日政令第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の信用金庫法施行令第五条の三の規定は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一二月二八日政令第四二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年二月三日政令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二九日政令第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この政令(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年六月一〇日政令第一六六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日政令第一八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年一月二七日政令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年一月一日)から施行する。

附 則（平成二五年三月二九日政令第一〇一号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二六年一月二四日政令第一五号）抄
(施行期日)

1	この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
2	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則 （平成二六年一〇月二二日政令第三四二号）抄
	（施行期日）
1	この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。
2	第一条に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。（財務局長等への権限の委任）
	第二条 改正法附則第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された改正法附則第十三条第一項から第三項までの規定による届出の受理又は承認（銀行（改正法第十四条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行）をいう。次項において同じ。）、銀行持株会社（改正法第十四条の規定による改正後の銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。）、信用金庫及び信用協同組合に関するものに限る。）については、当該届出をしようとする者又は当該承認を受けようとする者の本店（信用金庫又は信用協同組合にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に委任する。
3	前項の規定は、金融庁長官の指定する銀行及び銀行持株会社については、適用しない。
	金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。
	附 則 （平成二七年一月二八日政令第二三三号）
	（施行期日）
1	この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。
	附 則 （平成二八年二月三日政令第三八号）抄
	（施行期日）
1	この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。
	附 則 （平成二八年二月一七日政令第四三号）抄
	（施行期日）
1	この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。
	附 則 （平成二九年三月二四日政令第四七号）抄
	（施行期日）
1	この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。
2	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則 （平成二九年三月二四日政令第四九号）
	（施行期日）
1	この政令は、公布の日から施行する。
2	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則 （平成三〇年五月三〇日政令第一七三号）抄
	（施行期日）
1	この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

1	（信用金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）
2	（罰則に關する経過措置）
	第十五条 改正法第六条の規定による改正後の信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「新信用金庫法」という。）第八十五条の四第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。
	（新信用金庫法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読み替え）
	第十六条 新信用金庫法第八十五条の九の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。
	（新信用金庫法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読み替え）
	第十七条 改正法附則第六条第二項の規定により新信用金庫法の規定を適用する場合においては、新信用金庫法第八十九条第七項及び第八項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消す」とあるのは、「信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。
1	前項の場合においては、改正法附則第六条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。
2	（新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項）
	（附 則） （平成三〇年八月一五日政令第二四二号）
	（施行期日）
1	この政令は、平成三十年八月十六日から施行する。
	附 則 （令和元年一〇月三〇日政令第一三九号）抄
	（施行期日）
1	この政令は、令和二年四月一日から施行する。
	附 則 （令和二年七月八日政令第二二七号）抄
	（施行期日）
1	この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。
	附 則 （令和三年二月三日政令第二二一号）
	（施行期日）
1	この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。
	第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。
	附 則 （令和三年二月三日政令第二二一号）
	（施行期日）
1	この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。
	附 則 （令和三年六月二日政令第一六二号）抄
	（施行期日）
1	この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。
	附 則 （令和三年一一月一〇日政令第三〇九号）
	（施行期日）
1	この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。
	附 則 （令和四年七月一五日政令第二四七号）抄
	（施行期日）
1	この政令は、令和四年七月十六日から施行する。
	第一条 この政令は、令和四年七月十六日から施行する。
	第三条 この政令の施行の際現にされている第二条の規定による改正前の信用金庫法施行令（次項において「旧信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第二号の規定による承認の申請（信用金庫法施行令第七条に規定する金庫の事務所を設置する際に行われたものに限る。）において当該事務所の休日として申請された日は、施行日に第二条の規定による改正後の信用金庫法施行

令（次項において「新信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第三号の規定により当該事務所の休日として届け出られたものとみなす。

2 この政令の施行の際現にされている旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日とする承認の申請（信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項を規定する特定信用金庫代理業者の旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として届け出される際に行われたものに限る。）において当該営業所等の休日として申請された日は、施行日に新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により同項に規定する営業所等の休日として届け出られたものとみなす。

附 則（令和四年八月三日政令第二六八号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

附 則（令和五年五月二六日政令第一八六号）抄

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第八十五条の三第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則（令和五年一月六日政令第三一六号）

この政令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二号）抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月九日政令第二一九号）抄

（施行期日）

（施行期日）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

2 （信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の信用金庫法施行令（次項から第六項までにおいて「旧信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行令（次項から第六項までにおいて「新信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第二号に規定する事務所（次項及び第三項において「主たる事務所等」という。）に係るものにあっては同項第三号の規定による休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2 この政令の施行の際現にされている旧信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定による届出とみなす。

3 この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十二条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日は、主たる事務所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

4 この政令の施行の際現に旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号に規定する営業所等（次項及び第六項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあっては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出された日とみなす。

5 この政令の施行の際現にされている旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による届出とみなす。

6 この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。